

下北ジオパーク夢実現プログラム補助金交付要綱

令和2年5月8日制定

(趣旨)

第1条 下北ジオパーク推進協議会（以下「協議会」）は、下北ジオパーク推進協議会会則（平成25年1月28日制定）第3条に基づき、下北ジオパークの地域内（むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、以下同じ。）に事業所を有する企業、団体（任意団体を含む。以下同じ。）等が行う下北ジオパークの普及啓発、地域振興に資する活動を促進することを目的として、予算の範囲内において下北ジオパーク夢実現プログラム補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その交付については下北ジオパーク推進協議会補助金等に関する規程（平成29年7月3日制定、以下「規程」）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、政治、宗教又は選挙活動を目的とする団体及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定される暴力団並びにその構成員等はこれを除く。

- (1) 下北ジオパークの地域内に住所を有する者
- (2) 下北ジオパークの地域内に事業所を有する企業、団体等

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、下北ジオパークの地域内における課題の解決又は活性化に向け、不特定多数の住民の利益又は社会的利益の向上のために取り組む事業で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 下北ジオパークの周知広報に関する事業
- (2) 下北ジオパークに関する商品の開発に関する事業
- (3) 下北ジオパークを象徴する土産品の開発に関する事業
- (4) 下北ジオパークに関する教育・研究活動に関する事業
- (5) 下北ジオパークの資源の保護・保全に関する事業

2 補助事業は、補助対象者が自ら企画、立案及び実施し、事業年度の2月末日までに完了するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業については、補助金の交付の対象としない。

(1) 第2条において補助対象者とならない者が行う事業

(2) 補助金の交付を受けようとする年度において、むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村及び下北ジオパーク推進協議会から、本要綱に基づく補助金以外の補助金又は助成金の交付を受ける事業

(3) 売名を目的とする事業

(4) 前3号に掲げるもののほか、下北ジオパーク推進協議会会長（以下「会長」という。）が補助事業として適当でないと認める事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費とし、別表に掲げる費目のとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の全額とし、1件につき25万円を上限とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業については、25万円を超える額とすることができる。

(1) 下北ジオパークに関する商品の開発に関する事業

(2) 前号のほか、会長が必要があると認める事業

(申請書等)

第6条 補助金の申請は、下北ジオパーク夢実現プログラム補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 見積書の写し等、支出金額の根拠となる書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要があると認める書類

(審査会)

第7条 補助金の交付の決定に当たっては、部会長、事務局長、事務局次長を構成員とする下北ジオパーク夢実現プログラム審査会（以下「審査会」という。）による審査を行うものとする。

(補助金の交付の決定及び通知)

第8条 会長は、第6条の規定による申請があったときは、審査会による審査の結果を踏まえ、補助金を交付することが適当であると認めるときは、当該申請者に対し、速やかに下北ジオパーク夢実現プログラム補助金交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(実績報告及び成果報告)

第9条 規程第11条による報告は、補助事業の完了後(補助事業の廃止の承認を受けた場合には、承認後)、速やかに下北ジオパーク夢実現プログラム完了(廃止)実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 事業報告書(様式第6号)

(2) 収支決算書(様式第7号)

(3) 補助事業に係る契約書及び支払を証する書類の写し

(4) 補助事業の実施状況の写真

2 補助対象者は、会長の求めに応じ、前項の報告書に基づく活動成果報告を行うものとする。

(補助金の額の確定等)

第10条 会長は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、下北ジオパーク夢実現プログラム補助金確定通知書(様式第8号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付の方法)

第11条 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、会長が必要があると認めるときは、概算払により交付することができる。

(補助金の請求)

第12条 補助金の請求は、下北ジオパーク夢実現プログラム補助金請求書(様式第9号)を会長に提出して行うものとする。ただし、概算払による交付を希望する場合は、下北ジオパーク夢実現プログラム補助金概算払請求書(様式第10号)によるものとする。

(交付の決定の取消し)

第13条 会長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 虚偽そのほか不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - (4) そのほか本要綱の定めに違反したとき。
- (補助金の返還)

第14条 会長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月8日から施行する。